

## 第 27 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和元年 8 月 2 日（金）午後 2 時～午後 4 時

II 場所：ウィメンズパル 多目的ホール

III 出席者

### 1 【出席委員 23 人】

太田会長、加藤副会長、今井委員、岩城委員、岩立委員、上田委員、緒方委員、黒沢委員、小林委員、齋藤委員、佐々木委員、佐野委員、関口委員、津村委員、二葉委員、星委員、三尾委員、八木委員、山口委員、池谷委員、田口委員、坪井委員、寺瀬委員

### 2 【欠席委員 2 人】

阿部委員、遠藤委員

### 3 【事務局】

子育て支援部長、育成課長、子育て推進担当課長、子育て支援課長、保育課長、子ども家庭支援課長、子ども応援課長、放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 議事

(1) 現葛飾区子ども・子育て支援事業計画に関すること

① 平成 31 年（令和元）年度葛飾区の現況について【資料 1】

② 令和元年度整備予定施設について

(ア) 令和元年度整備予定施設一覧【資料 2-1】

(イ) 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策【資料 2-2】

(2) 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画に関すること

① 教育・保育に係る量の見込みと確保方策（案）について

(ア) 教育に係る量の見込みと確保方策（案）について【資料 3-1】

(イ) 保育に係る量の見込みと確保方策（案）について【資料 3-2】

② 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（案）について【資料 4】

③ 計画の体系（案）について

(ア) 計画の体系（案）【資料 5-1】

(イ) 新規事業一覧【資料 5-2】

(3) その他

① 保育所等における 1 歳児クラスの職員配置について【資料 6】

② その他

3 閉会

V 配付資料

資料 1	平成 31（令和元）年度葛飾区の現況について
資料 2-1	令和元年度整備予定施設一覧
資料 2-2	子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策
資料 3-1	教育に係る量の見込みと確保方策（案）について
資料 3-2	保育に係る量の見込みと確保方策（案）について
資料 4	地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（案）について
資料 5-1	計画の体系（案）について
資料 5-2	新規事業一覧
資料 6	保育所等における 1 歳児クラスの職員配置について
参考資料 1	計画期間における年齢別人口推計表

## VI 議事要旨

### 1 開会

---

#### 事務局

- 傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。
- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

### 2 議事

---

#### (1) ①平成31年(令和元)年度葛飾区の現況について

---

##### 会長

- 議事(1)①について、事務局より説明をお願いする。

##### 事務局

###### (資料1「平成31(令和元)年度葛飾区の現況について」概要)

- 平成31年度の0～5歳人口は合計21,884人となっており、この5年間で111人減少し、平成29年度の22,197人をピークに減少傾向にあるが、区全体の人口では、平成31年度の人口は平成27年度と比較して12,261人増加し、463,099人となっている。
- 平成31年度の公立保育園、私立保育園及び認定こども園の合計は113施設、各保育施設合計で定員が11,939人、在園児が11,088人となっている。平成31年度と平成30年度を比較すると、施設整備等を行うことで、定員が539人増加、在園児も201人増加しており、0～5歳人口は昨年度より210人減少しているのに対し、在園児が201人増加しており、0～5歳人口が減少しているなかで、保育需要が高まっているといった状況となっている。
- 待機児童緊急対策事業とは、平成31年4月入園児募集において入所保留になった1歳児を対象に、一時保育スペースなどを活用して、緊急対策として1年間受け入れをする事業であり、平成31年4月の時点で、事業を実施する施設数が29施設、利用数は48人となっている。
- 待機児童数について、平成31年度は54人となっている。年齢別にみると、1歳児が32人と待機児童の約6割を占めている。地域別にみると、お花茶屋・亀有・堀切・青戸の一部等の西部地域で22人と最も多く待機児童が生じている。平成27年度から平成31年度にかけて、0～5歳の人口が111人減少した中で、施設整備により定員を2,071人増加させ待機児童が198人減少したが、保育需要の増加等をうけ、区全体では未だに54人の待機児童が生じている。
- 区立小学校の児童数の推移について、平成28年度は前年比で8人減少したが、平成29年度に217人と大幅に増加し、平成29年度以降も1年生、2年生については減少傾向にあるが、全体としては増加傾向にある。
- 学童保育クラブの施設数について平成31年度には88か所と、過去5年間で計5か所増加している。
- 学童保育クラブの入会者数について、平成27年度では、1年生1,500人、2年生1,355人、全学年合計4,320人の入会者数に対し、平成31年度では、1年生1,662人、2年生1,566人、全学年合計では4,775人となっており、1年生及び2年生の区立小学校在籍児童数が減少しているなかで、1年生及び2年生の入会者数は増加しており、全体でもこの5年間で455人増加している。
- 学童保育クラブの待機児童数について、平成29年度以降、待機児童は増加しており、平成31年度では240人の待機が生じている。学年別にみると、低学年の受け入れを優先的に行っている関係もあり、4年生での待機が多い状況である。

##### 会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いする。
- 質問等が無いので次の議事に移りたい。

## (1) ②令和元年度整備予定施設について

### 会長

- 議事 (1) ②について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

#### (資料 2-1 「令和元年度整備予定施設一覧」 概要)

- 子ども・子育て支援法における子ども・子育て会議の審議事項の一つとして、特定教育・保育施設や、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議にて意見を聴かなければならない。とされているので、ご意見等いただきたい。
- 資料に記載の認可保育所計 16 件のうち、1 番から 14 番までについては前回までの会議で意見を伺ったため、今回は 15 番と 16 番について意見を伺う。
- 定員について、15 番の (仮称) 亀有四丁目保育園計 60 人、16 番の南鎌倉保育園の建替えは計 27 人の定員増となる予定である。
- 16 番の南鎌倉保育園の建替えについては、既存の公立南鎌倉保育園の建替えに合わせ、細田児童館の機能を再構築のうえ、移転し、(仮称) 子ども未来プラザ鎌倉として、区内第 1 号の地域の子育て支援拠点施設として整備していく。(仮称) 子ども未来プラザとは、区内を 7 つの地域に分けて、地域内に 1 か所ずつ整備し、乳幼児健診の実施をはじめ、関係機関と連携しながら、地域の中で援助を必要としている家庭等への子育てに関する相談や悩みにも対応するとともに、子どもが家庭や学校に加えて、自主性や社会性、創造性をこれまで以上に育むことのできる場所となるようにしていく。
- 計 16 件の施設整備により、合計 634 人の定員確保を行う予定である。この整備を踏まえ、「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」(以下、現計画という。)において定めた量の見込みと確保方策の状況を示すのが次の資料となる。

#### (資料 2-2 「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」 概要)

- 計画値に対する平成 31 年 4 月時点の現状は、0～5 歳の定員総数で 332 人不足している。
- 計画値に対する令和 2 年 4 月の見込みについて年齢別内訳をみると、満 3 歳以上では 251 人、1 歳・2 歳では 72 人計画値を上回るが、0 歳児が 35 人不足する見込みである。
- 葛飾区を 4 つに分けた東西南北別の状況について、東部地域は、当初計画で需要を満たしていると考え、昨年度の見直しの際にも修正を行わなかったが、昨年度に待機児童が 21 人発生しているため、4 件の施設整備により合計 153 人の定員を確保する。西部地域は、6 件の施設整備により合計 299 人の定員を確保するが、0 歳が 1 人不足している。南部地域は、3 件の施設整備を行うが、(仮称) 東立石四丁目保育園と奥戸保育園建替えは令和 3 年の開設予定のため、0～2 歳が計 40 人不足している。北部地域は、3 件の施設整備により合計 154 人の定員を確保するが、0～2 歳が 27 人不足している。
- 現時点では、既に計画値を満たしている地域もあるが、保育利用者数は年々増加しており、特に 0 歳から 2 歳は待機児童も発生し、実際の需要を満たしていない状況である。さらに区の目標は、待機児童の解消にとどまらず、年間を通じて保護者が希望する認可保育園等にいつでも入れる環境づくりである。そのため、今後も地域の需要を的確に把握し必要に応じて施設整備等を行っていくとともに、安心して利用できる保育サービスの拡充に努めていきたい。

### 会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

### 委員

- 保育施設の定数が空いているにも関わらず、待機児童がいるのはなぜか。

### 事務局

- 地域によっては空き状況に差が出てきている。例えば、自宅や勤務先、駅から近い施設を希望し、その施設に入れない場合は、他の施設が空いていても希望せず、施設に入らないという方等がいることにより、定数に対して空きが生じている。

### 委員

- 現計画を策定する上で、区を東西南北の 4 つの地域に分類せずに、1 つの地域にしていれば待機児童が生じなかったということか。

## 事務局

- 区を1つの地域にしたとしても、自宅や勤務先から遠い施設に空きがあっても希望せずに、施設に空き状況が出てくると考える。

## 委員

- 希望する施設が自宅や勤務先から遠い場所にしかないときは、全て待機児童として扱うのか。

## 事務局

- 待機児童には国の基準があり、入れなかった方が全て待機児童にはなっていない。それぞれ、一人ひとりの状況を区で見ていったなかで出てきた待機児童数が54人となっている。例えば、区では4つ保育施設を選ぶことができるが、4つの中でどこの施設にも入れなかった場合、入れなかった方の自宅から2キロ圏内に該当年齢の施設に空きがあるかないか区にて確認する。その中で空きがなければその方は待機児童になる。

## 委員

- そのような方がたくさんいるから新しい保育施設を整備し、このような計画を立てるのか。

## 会長

- 待機児童になる人と、待機児童にはならないが、希望の施設に入れない方がいて、そのような方達も含めて、将来的にはみんなが希望する施設に入れるようにしていくのかと。ただし、現在は自分の住んでいる地域から預けやすい範囲の中にまだ十分に施設がないという地域があるので、そこは整備していこうという考え方になっているのかと。

## 委員

- 11番の黎明保育園の0歳児がマイナス1人、16番の南鎌倉保育園の0歳児が0人となっている理由は。

## 委員

- 南鎌倉保育園については増員分が0人ということで建て替え後も9人の定員となる。黎明保育園については建て替えにあわせて定員を見直し、10人から9人とマイナス1人の定員となる。

## 委員

- (仮称) 子ども未来プラザについて、区内の具体的な場所は決まっているのか。

## 事務局

- 区内7カ所のうち、現在、進めている所では南鎌倉保育園と、新小岩の上平井保育園と児童会館あわせての建て替えになります。他には、小菅、白鳥、渋谷、南新宿、新水元となるが、このうち、南新宿と新水元については、まだ具体的な時期と場所は決定していない。

## 委員

- (仮称) 子ども未来プラザと保健センターや児童相談所との役割の違いはなにか。

## 事務局

- 保健センターは保健センターとしての機能は残っていく。乳幼児健診について、少し(仮称)子ども未来プラザでも受けていくことができるかどうか検討している。
- 児童相談所については、(仮称)子ども未来プラザでの対応は、身近な人がちょっと行って話を聞くような形での相談機能の強化、また、子どもや保護者の方が来る場所となるので、そこで何か察したときに、子ども総合センターや児童相談所に繋ぐというアンテナ機能を充実させていくことを考えている。

## 委員

- (仮称) 子ども未来プラザの対象年齢は。また、中高生の居場所について対応できるのか。

## 事務局

- 対象年齢は母親が妊娠して母子手帳交付の段階から中高生も、年齢的には成人までとしている。
- 開館時間についても、現在の児童館は午後6時までだが、中高生の居場所となるよう、午後8時までの受け入れ時間とすることを検討している。

## 会長

- 次の議事に移りたい。

## (2) ①教育・保育に係る量の見込みと確保方策（案）について

### 会長

- 議事（2）①について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

#### （資料3-1「教育に係る量の見込みと確保方策（案）について」概要）

- 教育及び保育の量の見込みについて、将来の人口推計及び昨年度実施した「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」の調査結果から国の手引きに基づき算出している。
- 将来の人口推計については参考資料1のとおりとなる。算出方法については、現計画同様に、コーホート変化率法にて算出している。また、大規模マンション等の開発も考慮した数値となっている。具体的には、令和3年度竣工予定の新宿6丁目の総世帯数610戸、金町6丁目のファミリー向けの184戸、新小岩東南口のファミリー向けの300戸の計3つの想定戸数を考慮した年齢構成を加味している。
- 資料3-1では、第1号認定及び第2号認定の内、幼稚園及び認定こども園による教育を希望している方の「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（以下、第二期計画という。）の期間における量の見込み及び確保方策を示している。
- 確保方策における教育・保育施設の人数は、資料中段に記載している令和元年5月1日現在の新制度私立幼稚園定員560人と認定こども園第一号認定分定員819人の計1,379人と、その他の人数は、旧制度幼稚園定員4,775人と公立幼稚園定員370人の計5,145人の合計で6,524人となる。
- 量の見込みは葛飾区民の需要を想定しているが、仮に葛飾区民以外の方が引き続き現在の利用人数のまま継続して利用した場合でも、量の見込みが最大となる令和3年度において、量の見込み5,098人に令和元年5月1日現在の区民以外の利用者数1,247人を合算した数値6,345人が確保方策合計6,524人で収まっている。

#### （資料3-2「保育に係る量の見込みと確保方策（案）について」概要）

- 東西南北4つの地域における共通事項について、まず、確保方策について、これまでどおり認可保育所等の整備により量の見込みを達成していく方法を想定していること。また、3歳以上の定員を必要以上に増やさず、1・2歳児の量の見込みを達成するような確保方策としており、0歳児のみ量の見込みが足りていない場合には、特段、確保方策を講じていないことがあげられる。
- 東西南北それぞれの地域における施設整備による確保方策について、東部地域は令和2年度と令和3年度、西部地域は令和4年度、南部地域は令和2年度、令和3年度及び令和4年度、北部地域も令和2年度、令和3年度及び令和4年度を想定している。
- 南部地域と北部地域については、令和3年度に大規模マンションが竣工される予定があるため、令和2年度と比較し量の見込みが大幅に増加している。
- 区全域では、第二期計画の最終年度の量の見込みと確保方策の差し引きとして、第2号保育の量の見込み5,882人に対し、確保方策が7,658人と1,776人量の見込みより上回る、第3号認定の1・2歳の量の見込み4,468人に対し、確保方策が4,703人と235人量の見込みより上回る、0歳の量の見込み1,244人に対し、確保方策が1,275人と31人量の見込みを上回る。
- こちらの量の見込みと確保方策（案）について、7月16日に実施した作業部会にて説明し、本日の会議に事務局（案）として付議することへのご了承を頂いている。ただし、0歳児の量の見込みが確保方策を上回っている場合でも、特段、確保方策を講じていないことや、大規模マンションが竣工されることにより、一時的に量の見込みが大幅に増加し確保方策を講じる必要が出てくるが、計画最終年度では量の見込みが大規模マンション竣工時の年度より下回ってしまい、大幅に増加した分の確保方策を講じた分、保育の供給量が過大になってしまうこと等、国の手引きに則って量の見込みを算出し、これまでどおり保育施設を整備する方法を確保方策として想定した場合に課題もでてきてしまう。一方で、区としては、保護者の利便性を考慮して、通年を通して保護者が希望する保育園等にいつでも入れるようにすることを目指して整備を進めているため、一定程度供給量を過大にする必要があるとも考えている。

### 会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見ををお願いします。

#### 委員

- 子育て安心プランとはなにか。

#### 事務局

- 厚生労働省にて平成 29 年度に示した、原則、平成 31 年度末まで、遅くとも令和 2 年、2020 年度末までに待機児童を確実に解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和 4 年度末までに女性就業率 80%に対応できる保育の受け皿の整備や保育人材の確保等を進めていくものである。

#### 委員

- 確保方策の数値は確保の目途が立っているのか。

#### 事務局

- 一定程度目途が立っているものもあるが、これから計画するものも含まれている。

#### 会長

- 希望の園に入れるようになるためには、定員にある程度の余裕ができるということになるが、その一方で定員が大きくなりすぎると、待機児童が解消したら今度は保育経営の危機がやってくると言われている。この辺をどうやって埋めていくか、知恵を出し合う必要があると考えるが、そのようなことも含めてご意見があったらお願いしたい。

#### 委員

- 定員に満たない保育園や幼稚園の存続方針はいかがか。

#### 事務局

- 先程、少しご説明しました（仮称）子ども未来プラザの 7 箇所については、しっかりと区で運営する保育園等を含めてやっていくという整備方針を出している。また、保育需要をみながら、公立保育園のあり方をあわせて検討していくことを、この整備方針の中でも示しており、場合によっては、受け入れの人数や施設のあり方そのものを考えていくことで、受け皿については調整していきたいという計画を立てている。

#### 委員

- （仮称）子ども未来プラザには学童保育クラブも含まれているのか。

#### 事務局

- 学童保育クラブについては、学校内または近隣で整備し受け入れをしていく予定である。

#### 委員

- 今後、定員に満たない民間業者について何か対応することは検討しているのか。

#### 事務局

- 今後、当該保育園のある地域内の保育サービスの需給状況、つまり保育ニーズの状況を鑑みながら、公立保育園のあり方を検討し、方向性を示していくことになるかと考える。

#### 委員

- 現段階では見込んでいない大規模マンションの開発計画についての対応策は。

#### 事務局

- 第二期計画には、竣工時期が判明している大規模マンションの開発について数値を考慮している。今後、規模等が判明し、余りにも計画と数値が離れた場合には、現計画のように中間の見直しも必要になってくると考えている。

#### 委員

- 空き家・空き店舗や、マンション等のフリースペースにて、小規模な保育や保育ママをするようなことは考えているのか。

#### 事務局

- 保育施設の基準を満たすことが難しいが、空き店舗が保育施設の基準を満たし、小規模保育事業者が参入できる状況であれば、可能と考えている。

#### 会長

- 保育園の需給調整には、例えば児童一人あたりの保育に要する面積を広げる等、保育環境を良くするというような方法もあると考える。

#### 副会長

- 今後、区立の児童相談所を整備していくなかで、子どもの緊急的な一時保護や相談以外に虐待を予防する役割について公立の保育園を活用する等、公立の保育園が減っていく分、こういった部

分を補っていけるのかという議論の余地があると考える。

#### 会長

- それでは、原案どおり進めたい。
- 次の議事に移りたい。

### (2) ②地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（案）について

---

#### 会長

- 議事（2）②について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

（資料4「地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（案）について」概要）

- 現計画と確保方策の指標が変更された事業について、
  - ・利用者支援事業について、国の手引きに則り、特定型及び母子保健型の類型別に記載している。
  - ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）について、国の手引きに則り、学年別に量の見込みを算出している。
  - ・一時預かり事業について、幼稚園等において定期利用保育、つまり第2号認定の子どもを幼稚園等で預かる事業の量の見込みを新たに加えている。これは、国の手引き上は記載不要だが、第2号認定教育の確保方策として定期利用保育を加えることが国の手引き上できる。定期利用保育を加えなくても量の見込みに対する確保ができるため資料3-1には確保方策としていないが、定期利用保育自体は実施しているため、こちらの一時預かり事業にて記載している。
- ニーズ調査に基づき量の見込みを算出する必要がある地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）における量の見込みについては、「参考資料2国の手引きに基づく地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み」とおりのとおりであるが、資料4における各事業実績と参考資料2における量の見込みが大幅に乖離している事業が大半を占めている。
- 現実の事業実績と余りにも乖離している事業については、平均利用率や平均利用伸び率等の実績値を基に量の見込みを算出しているが、葛飾区の上位計画である葛飾区後期実施計画にて計画している事業については、そちらに記載されている目標値等も参考に量の見込みを算出している。
- 国の手引きで量の見込みを算出することができない利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、養育支援訪問事業、及び妊婦健康診査事業については、過去の平均利用実績や、現在の状況、将来の人口推計に応じて量の見込み及び確保方策を設定している。

#### 会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見をお願いします。

#### 委員

- 利用者支援事業とはなにか。また、「特定型」と「母子保健型」とはなにか。

#### 事務局

- 利用者支援事業とは相談事業の一類型である。特定型は主に自治体が行うことを想定して、いわゆる保育コンシェルジュのようなサービスのことで、区役所に配置されている。母子保健型は、看護師等の医療職が子育てに伴う各種相談するというサービスのことで、（仮称）子ども未来プラザやその前身である基幹型児童館等で行っているほか、保健センター等が入っている。

#### 会長

- 実績値に基づいた見込みを算出し、それに応じた確保方策を行うという原案どおり進めたい。
- 次の議事に移りたい。

### (2) ③計画の体系（案）について

---

#### 会長

- 議事（2）③について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

（資料5-1「計画の体系（案）について」概要）

- 第二期計画における計画の体系とその体系に属する事業一覧（案）となる。新規と記載されている事業が第二期計画より新たに追加される事業、拡充と記載されている事業が現計画にも事業が記載されているが対象者を拡大する等、現計画よりも事業の内容が広がったり充実している事業、新規・拡充どちらも記載されていない事業が、基本目標の実現のために現計画から継続して実施する事業となる。
- 葛飾区後期実施計画等、葛飾区で策定している他の計画にも記載されている事業については、他の計画と事業名を統一している。事業名の横のカッコ内にて旧〇〇事業と記載されている事業は、旧〇〇事業が現計画に記載されている事業名となる。

(資料5-2「新規事業一覧」概要)

- 資料5-1にて新規と記載されている計16の事業の事業概要、取組の方向、及び所管課が記載された新規事業一覧となる。内容について、引き続き所管課と調整していく中で細かな修正があるかもしれないが、こちらの資料の内容を第二期計画に記載することを想定している。
- 新規事業以外の事業については、現計画に記載されている内容を基本としつつ、今後、所管課と調整し、事業概要や取組の方向を決めていく予定である。次回の子ども・子育て会議にて第二期計画の素案について審議させていただき予定なので、その時に全ての事業の事業概要や取組の方向、及び所管課を提示させていただく。
- 現計画には記載されているが、第二期計画には記載されていない事業が5つあり、その事業名と理由は下記のとおり。
  - ・「お迎え対応型駅近郊病児保育の実施」については、利用者の方が区内のどの地域に住んでいても、病児保育事業を利用しやすくなるように、葛飾区内に4カ所、病児保育事業所を整備している。地域バランス等を考慮したうえで、もう1カ所整備し、安心して子育てできる環境を実現するため。
  - ・「福祉サービス第三者評価事業の推進」については、公定価格（国の基準に基づき保育所等に支払われる運営費）のなかに第三者評価の受審について含まれており、現在は区の事業として実施していないため。
  - ・「児童虐待通報電話受付事業」については、休日・夜間の受け付けは全国共通通報ダイヤル「189」が定着してきており、実際の緊急時には児童相談所が対応することになることから、一定の役割は果たしたものとして事業を終了しているため。
  - ・「企業企画講座の開催支援」については、企業向けセミナー等、ワークライフバランスの推進や育児休業制度の定着を図るために、区内の企業向けにセミナーを開催するなかで、ワークライフバランスの推進に取り組むメリットについて周知し、啓発・意識改革に取り組むため。
  - ・「特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）」については、平成27年度末をもって計画を達成し、事業が完了しているため。

**会長**

- 第二期計画に記載しない5つの事業について、できれば次回の子ども子育て会議の時に、全体の事業を記載するときに、あわせて例示してほしい。
- 本日は時間が限られているので、事業の中身については、次回の素案説明時に改めて新規事業を含めて議論させていただきたい。ご意見等あれば、次回会議時にお出し願いたい。
- 次の議事に移りたい。

**(3) その他 ①保育所等における1歳児クラスの職員配置について**

**会長**

- 議事(3)①について、事務局より説明をお願いします。本日は問題提起までにさせていただいて、次回に引き続き検討するというので、資料についての説明をお願いします。

**事務局**

(資料6「保育所等における1歳児クラスの職員配置について」概要)

- 資料6にて、保育士1名が保育できる児童数について、国基準と区基準を比較している。1歳児を国基準の6対1ではなく区基準の5対1とすることにより、余裕をもった配置を行い、保育の質の確保を図っている。

- 資料に記載されているとおり1歳児の国基準の6対1、区基準の5対1それぞれにメリットはあるが、区基準の5対1を廃止することによる保育所等の受入児童数への影響について、保育士の人数の他に保育所等の面積によっても変動し、その面積は各保育所等で限られているため受入児童数は必ずしも増えるとは限らない。
- 保育所等として絶対に守らなければならない基準は6対1となる。これを割り込むと、極端な話、保育所等として認めないということになる。
- 区は扶助要綱を設けており、国の基準を上回る場合、扶助要綱に基づいてお金をお支払いするための目安として1歳児に5対1の配置をしてくださしとしている。よって、この5対1を割り込んだとしても認可上は一切問題ない。別物の基準として扶助要綱にてお金を出すための要綱を設けているということ、峻別していただきたい。

#### 会長

- 保育の質をよりよくするために5対1で運用してきたということと、現在、1歳児における待機児童が多い中で、ここを緩和すれば今、困っている人を受け入れられるのではないかという葛藤があるわけですね。
- 今どういう判断をしていったほうが良いのかについて、次回また引き続き検討させていただきたい。それぞれ皆さんご意見等、考えてきていただけたらありがたい。

#### 委員

- 3歳児の基準は、国も区も20人なのか。

#### 事務局

- 保育所等として基準を満たしているか区が検査、例えば、ルールを守っているか、人は足りているか、面積はちゃんとしているか等を検査するが、そのときの基準は3歳児は20対1となる。
- それに対して、公定価格のなかで一定のルールを守った場合、要は3歳児の場合、15対1にした場合は上乘せしてお金を払うという加算の条文がある。これは、基準と別物ですので、検査とした時に、3歳児の場合は20対1で保育士が配置されていれば認可基準を満たしているということになる。ただし、お金をお支払いするときには別物でチェックするということである。

#### 会長

- 以上のようなことを踏まえて、次回の会議にてご意見等いただきたい。また、資料を修正できるところは修正をお願いしたい。

#### 委員

- 5対1と6対1のデメリットについても記載いただきたい。

#### 委員

- 次回の会議に素案が出るということだが、できれば次回の会議で議論したことをそこに盛り込む前提で議論をさせていただきたい。

#### 事務局

- 次回に素案をお示しさせていただくが、そこで絶対という形でのお示しではないので、ご意見をいただきながら計画を策定していきたいので、その際にはご意見をいただきたい。

#### 会長

- 詳細は次回の会議で議論したい。

### (3) その他 ②その他

---

#### 会長

- 議事(3)②について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

- 次回の会議について、10月18日に開催し、会場は今回同様、ウィメンズパル多目的ホールとなる予定である。詳細については、開催通知の発送をもって正式にご連絡させていただく。

#### 4 閉会

---

##### 会長

- 本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。長時間のご協力に感謝する。